



日本美術協會

春季美術展覽會規則

明治三十一年一月



春季美術展覽會規則

- 第一條 本會ハ廣ク優逸ナル新古美術工藝品ヲ採集陳列シ公衆ノ觀覽ニ供シ以テ美術ノ進步ヲ促スヲ目的トス
- 第二條 本會ハ明治三十一年四月一日ヨリ五月二十日迄東京市下谷區上野公園地櫻ヶ岡日本美術協會列品館ニ於テ之ヲ開ク
- 第三條 本會ノ出品種類ハ左ノ如シ
 - 建築園冶 彫刻 陶磁 玻璃七寶 金屬器
 - 漆器 蒔繪 繡織 考按圖
- 第四條 出品ハ新古トモニ本會掛員ニ於テ精密ノ鑑別ヲ爲シ採擇スヘシト認メタルモノ、外陳列ヲ許サス
- 第五條 新製出品ハ必ス本年三月一日ヨリ三月廿日マテ

ニ現品ニ其物名物質製造人名員數賣價(非賣品ナレハ其旨)ヲ詳記セシ目錄ヲ添ヘ本會事務所ニ送付アルヘシ其期日内ニ到達セサルモノハ陳列ヲ許サス但發送後出品人ノ意思ニ由ラサル事故ノ爲メ延着セシモノハ此限りニアラス

第六條 優等品ハ美術工藝ヲ資ケ世ニ益セシ爲メ出品主ノ承諾ヲ經タル上本會ニ於テ寫真又ハ摸寫出版スルコトアルヘシ其寫真摸寫出版シタル者ハ一葉ヲ本會ニ備置キ一葉ヲ出品主ニ奇贈シ其餘ハ寫真師又ハ出版人ニ販賣ヲ許スコトアルヘシ

第七條 出品ノ傳記アルモノ若クハ説明ヲ要スルモノハ其傳記及ヒ説明書ヲ添付アラントヲ要ス

第八條 出品ノ遞送費ハ往復トモニ出品者ノ自辨タルヘシ

第九條 新製品ハ別ニ定ムル所ノ審査規則ニ據リテ之ヲ審査シ左ノ褒賞ヲ贈與スルモノトス

金牌 銀牌 銅牌 褒狀一等 全二等 全三等
但明治廿八年以後ノ製品ハ曾テ博覽會共進會等へ出陳セシモノ及ヒ死亡者ノ製品ヲ除クノ外總テ新製品中ニ算入ス

第十條 古物品ハ出品者ノ請求ニヨリ之ヲ鑑定シテ其證ヲ交付スルコトアルヘシ

第十一條 出品ハ時々交換陳列スルコトアルヘシ若シ出品者ニ於テ特ニ陳列ノ日數ヲ限ラントスル者ハ豫メ其

旨通知スルヲ要ス

四

但審査ヲ要スルモノハ交換ノ限リニアラス

第十二條 新製品ハ開會中之ヲ搬出スルヲ許サス

第十三條 新製品ノ販賣方ハ一切本會々計係ニ於テ取扱

フヘシ其賣買約定ヲ爲スニハ定價ノ二割ヲ入レテ約定

證ヲ取リ閉會ノ後殘金ヲ入レ約定證引換ニ物品ノ受授

ヲ爲スヘシ開會中搬出スルコトヲ謝絶ス

但右販賣金額ヲ出品者ニ交付セシ時ハ販賣ニ關スル

諸費及郵便稅爲替手數料印紙代等ヲ補助スル爲販賣

金高會員ハ百分ノ五會員外ハ百分ノ七ヲ本會ニ寄附

セラルヘシ

第十四條 出品ハ監護人ヲ置キ非常豫備ノ人夫ヲ詰切ラ

セ充分ノ保護ヲ加フヘシト雖モ避ク可ラサル事變ヨリ
生スル損傷ハ本會之ヲ償フノ責ニ任セス

第十五條 出品ハ閉會後速ニ出品者ニ返付スヘキニヨリ

東京市内及ヒ之ニ接近スル郡村住居ノ者ハ通知ニ隨ヒ

受取人ヲ出シ預リ證引換ヘニ物品ヲ受取ラルヘク遠隔

ノ地ニ居住スル者ニハ賃錢先拂ヲ以テ返付スヘシ但古

製品ニ限り閉會前ト雖モ陳列濟ノ品ハ逐次返付スルコ

トアルヘシ

第十六條 會場ハ毎日午前七時ニ開キ午後五時入覽ヲ止

メ同六時半閉ツルモノトス

第十七條 入覽券ノ價ハ一枚金五錢ニシテ每一人之ヲ携

フヘシ但五歳未満ノ者ハ此限リニアラス

五

第十八條

出品者ニハ記名ノ入覽券ヲ交付スヘシ

第十九條

日本美術協會ノ章標ヲ佩ル者ハ入覽券ヲ携フ
ルヲ要セス

第二十條

入覽人心得ハ會場入口ニ揭示スヘシ

明治三十一年一月

日本美術協會

東京市京橋區西紺屋町二十六、七番地 秀英會印行